上下水道局からのお知らせ

連絡をお願いします

引っ越しシーズンです！

中止・開始届はお忘れなく！

水道・下水道を使用されるとき（開始）、使用をやめるとき（中止）、名義変更や支払い方法の変更などの変更があるときは届け出をお願いします。
届け出は電話や窓口、上下水道局ホームページで受付けています。

【連絡先】
上下水道局料金センター（電話 0957-53-1111）

開始届（使用されるとき）

入居されるとき（開始日が決まっている場合は事前の受付もできます。）連絡してください。
入居先のポストなどに入っている緑色の≪上下水道使用についてのお願い≫に記載しているお客様番号をお知らせください。

なお、料金のお支払いでは「口座振替」払いは毎月50円の割引があり、年間最大600円もお得になります。
詳しくは≪上下水道使用についてのお願い≫をご覧ください。

※現在、中止時に水道の元栓の閉栓を行っていませんので水はすぐに使用できますが、開始の連絡を必ず行ってください。
無届で使用されると、やむを得ず給水を停止することになりますのでご注意ください。

中止届（使用をやめるとき）

転居や長期不在など（中止日が決まっている場合は事前の受付もできます。）連絡してください。
納入通知書や検針票に記載しているお客様番号をお知らせください。
中止届がない場合は転居後も料金がかかりますので注意してください。

その他の変更

・使用者の名義を変更する場合
・支払方法や納入通知書の送付先などを変更する場合

このようなときは連絡ください。

つなげよう未来へ！　ずっと、安心　おおむらの水

蛇口をひねるとすぐに安全な水が出る水道は世界でも限られています。
国のデータによると水道水をそのまま飲める国は、わずか９か国しかありません。
日本はその限られた国のひとつです。
もちろん大村市の水道水も、蛇口をひねって出てくる水を飲料水としてゴクゴク飲むことができます。

（坂口浄水場の全景）

（萱瀬ダム）

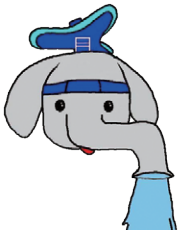

なんとなく、市販のミネラルウォーターのほうが水道水よりきれいで安心感が大きい水だと感じるなあ・・・！？

水道水と市販のミネラルウォーターでは安全基準を定める法律が異なります。

市販のミネラルウォーターは、「食品衛生法」で規格が定められており、43項目の規格（殺菌又は除菌を行うもの）に適合することとされています。
一方、水道水の基準は、「水道法」で定められおり、51項目の水質基準をクリアしなければ水道水として各家庭に届けることができません。
水道法で定められている水質基準は、「生涯にわたって連続的に摂取しても人の健康に影響が生じない安全な基準値」となっています。
大村市の水道水の検査結果は、「食品衛生法」と「水道法」のいずれの基準値も十分クリアしています。

検査項目によっては、水道法の方が厳しいものもあるのね！
水道水は定期的な検査が義務付けられているから、いつでも安心ですね！

ミネラルウォーターと水道水の規格・基準の違い（一部抜粋）

検　査　項　目	ミネラルウォーター（殺菌除菌有り） 食品衛生法 成分規格適合値	水　道　水 水　道　法 水質基準等	※大村市の水道水 水質検査結果 （R3年8月）
鉛及びその化合物	0.05mg/L以下	0.01mg/L以下	0.001mg/L未満
六価クロム化合物	0.05mg/L以下	0.02mg/L以下	0.002mg/L未満
総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.01mg/L
ナトリウム及びその化合物	－	200mg/L以下	8mg/L
塩化物イオン	－	200mg/L以下	9.3mg/L
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	－	300mg/L以下	37mg/L
有機物（ＴＯＣ）	3mg/L以下	3mg/L以下	0.3mg/L未満
ＰＨ値	－	5.8～8.6	7.6
濁度	2度以下	2度以下	0.1度未満
残留塩素	3mg/L以下	0.1～1.0mg/L	0.5mg/L

※大村市の水道水の水質検査結果について、詳しくは大村市上下水道局HPをご覧ください。

◎大村市の水道水のお値段は？

１㎥当たり **203円** で提供しています。

２ℓのペットボトル500本分　※１本あたり**約0.4円**

（検査機器）

（水質検査の様子）

大村市の水道事業は給水開始から 94 年を迎えようとしています。

水道施設や水道管の老朽化が進み、また昨今の豪雨災害や、これから起こりうる地震災害にも対応しなくてはなりません。

安全で安心な水の安定的な供給を将来にわたって持続可能なものにするため、上下水道局では水質管理の徹底を継続し、また、施設や水道管の更新、災害対策、耐震化を進めていきます。

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

５年ごとの更新が必要となっています。

水道法の改正に伴い、令和元年 10 月１日から指定給水装置工事事業者の更新制度が導入され指定給水装置工事事業者の指定の効力は５年ごとに更新を受けなければ失効します。
令和４年度更新の対象となる事業者へは上下水道局から**指定の更新についての通知**を送付します。

●指定の基準は水道法第 25 条の３（指定の基準）を準用し、下記のいずれにも適合していると認められる場合は指定の更新を行います。
　①給水装置工事主任技術者の選任
　②給水装置工事を行うための機械器具の名称性能及び数
　③指定の基準に該当していること
●指定更新申請時に３項目の確認を行います。
　①指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間，休業日，対応可能な工事など）
　②給水装置工事主任技術者等への研修機会確保の状況
　③適切に作業を行うことができる技能を有する者の配置状況

旧制度で指定を受けた事業者は、指定を受けた日によって初回の更新までの有効期間が表のとおりとなっています。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H15.4.1 ～ H19.3.31	令和４年９月 29 日まで
H19.4.1 ～ H25.3.31	令和５年９月 29 日まで
H25.4.1 ～ R 元.9.30	令和６年９月 29 日まで

水道工事は
指定給水装置工事事業者
に依頼してください！

給水装置（新設・改造・漏水修理など）を行う場合、工事の専門的な知識と技術を有している工事業者を指定しています。
工事は**指定給水装置工事事業者（指定工事店）**に依頼してください。

トイレの漏水
に気をつけましょう！

トイレの水がきちんと止まらない、チョロチョロと便器の中の水が波打っていたら漏水している可能性があります。料金が高額になりますのでご注意ください。

ご注意ください!!

不審な訪問には十分ご注意ください！

・無料で水質検査　→ 配管の布設替えや浄水器の購入をすすめてくる。
・下水道設備の点検など → ため桝の清掃や配管の布設替えをすすめてくる。

上下水道局職員が皆さまのご家庭を直接訪問して工事等のあっ旋は行いません。

大村市上下水道局

お問い合わせ

上下水道局　業務課
電話　０９５７－５３－１１１６（平日8時30分から17時15分）

上下水道局料金センター【受託会社　フジ地中情報㈱】
電話　０９５７－５３－１１１１（平日8時30分から18時）